

添付資料 1

平成 26 年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表

1 公表の趣旨

厚生労働省においては、平成 17 年 7 月以降、これまで 12 回※にわたって石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表を公表しました。

今回の公表についても、これまでの公表と同様に、

- ① 公表事業場で過去に就労していた労働者の方々に対して、石綿ばく露作業に従事した可能性があることの注意を喚起する
- ② 公表事業場の周辺住民の方々が、ご自身の健康状態を改めて確認する契機とする
- ③ 関係省庁、地方公共団体等が石綿健康被害対策に取り組む際の情報を提供する

という観点から、平成 26 年度に労災認定等を受けた労働者が所属していた事業場の名称、所在地等の情報を公表するものです。

※これまでの公表：平成 17 年 7 月、8 月、平成 20 年 3 月、6 月、10 月、12 月、平成 21 年 12 月、平成 22 年 11 月、平成 23 年 11 月、平成 24 年 11 月、平成 25 年 12 月、平成 26 年 12 月

2 公表事業場数（5 ページ参照）

939 事業場

建設業以外の事業場の一覧表（第 1 表）	404	事業場
建設業の事業場の一覧表（第 2 表）	535	事業場
（参考）平成 26 年度労災認定等事業場	994	事業場
うち公表事業場	939	事業場
うち事業場不明	3	事業場
うち特別加入者（一人親方）	52	事業場

3 公表する情報

- | | |
|------------------------------|--|
| ① 事業場を管轄する都道府県労働局名及び労働基準監督署名 | ⑥ 事業場における石綿取扱い期間 |
| ② 事業場名 | ⑦ 現在の石綿取扱い状況 |
| ③ 事業場所在地 | ⑧ 特記事項 |
| ④ 石綿ばく露作業状況 | ⑨ (備考) 労災保険法支給決定件数累計、石綿救済法
支給決定件数累計 |
| ⑤ 労災保険法支給決定件数、石綿救済法支給決定件数 | |

(注)

- (1) ②の「事業場名」は、労災認定等された被災労働者の方が石綿にばく露した当時の事業場名を記載していますが、現在も名称を変更して存続している事業場については、現在の事業場名を「(現 (株)〇〇)」という形で併記しています。また、建設業以外の事業場で、当時の事業場は廃止されているものの、現在も法人自体が別の場所で存続している場合には、現在の法人名を「(株)〇〇)」という形で併記しています。なお、建設業において、最終ばく露事業場としての建設現場が明らかとなっている場合には、当時の元請事業場の名称を記載しています。
- (2) ③の「事業場所在地」は、原則として支給決定時の事業場の所在地を記載していますが、企業倒産、工場閉鎖等により事業場が廃止された場合、又は、移転により支給決定時の事業場所在地が最終ばく露作業当時の所在地と異なる場合には、最終ばく露作業当時の所在地を記載しています。
- (3) ⑤の「労災保険法支給決定件数」にある「うち死亡」は、被災労働者が支給決定時点において既に亡くなられていたものの件数を内数で記載しています。
- (4) ⑦の「現在の石綿取扱い状況」にある「その他」とは、i) 事業設備に保温材、パッキン、機械等に組み込まれた石綿含有部品があり、将来、交換、修理が必要となったときに取り扱うことがある場合、ii) 修繕する船舶によっては石綿が使用されていることがある場合、iii) 事業場では取扱いはないが、出張先で石綿含有部品を取り扱う可能性がある場合などです。
- (5) ⑧の「特記事項」は、当該事業場又は労災認定等された被災労働者の方の石綿ばく露の状況等について、より正確に理解いただくため、公表事業場の御意見等に基づき記載しています。
- (6) ⑨の「(備考) 労災保険法支給決定件数累計、石綿救済法支給決定件数累計」は、労災保険法に基づく保険給付の支

給決定件数と石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給決定件数の平成 26 年度までの累計を記載しています。なお、「うち死亡」は、被災労働者が支給決定時点において既に亡くなられていたものの累計件数を内数で記載しています。

(7) 建設業については、事業場の所在地と異なる建設現場における作業であり、事業場の所在地においては石綿ばく露のおそれがないこと、及び建設現場での作業は継続するものではなく、限られた期間で、かつ、転々とすることから、⑥の「事業場における石綿取扱い期間」及び⑦の「現在の石綿取扱い状況」については除外しています。

4 公表事業場に関する留意事項

- (1) 肺がん、中皮腫等の石綿関連疾患は 30 年から 40 年もの潜伏期間の後に発症することから、最後に石綿ばく露作業に従事した事業場において労災認定等を行っています。したがって、石綿ばく露作業による労災認定等事業場として公表する事業場は、労災認定等された被災労働者の最終石綿ばく露事業場ですので、必ずしも公表した事業場における石綿ばく露が原因となって石綿関連疾患に罹患したとは限りません。
- (2) 今回公表する事業場の中には、石綿の取扱いがごくわずかである事業場や出張作業現場における間接的なばく露である事業場を含んでいます。このような事業場であっても、労災認定等された被災労働者の最終石綿ばく露事業場であれば、事業場公表の対象としています。
- (3) 公表事業場のうち、製造業の事業場は、通常、石綿ばく露作業場所と同一です。ただし、その事業場が、船舶製造又は修理業、窯業又は土石製品製造業等の構内下請け事業場である場合、又は出張作業において石綿にばく露している場合は、通常、その事業場の事務所の所在地と実際に石綿ばく露作業を行った場所とが異なり、公表事業場の事務所の所在地においては石綿ばく露作業が行われていません。
- (4) 建設業の事業場の場合（第 2 表）には、通常、事業場の事務所の所在地と異なる場所（現場）で石綿ばく露作業が行われているため、公表事業場の事務所の所在地は、石綿の飛散のおそれがない場所です。
- (5) 建設労働者の多くは、事業場を転々としながら多数の建設現場で就労する中で石綿ばく露作業に従事しており、最後に石綿ばく露作業に従事した現場を持つ事業場において労災認定等を行っています。このため、建設業の事業場については、実際の現場での石綿ばく露はわずかであったにもかかわらず、最終石綿ばく露事業場として公表しているものがあります。

5 集計結果

平成 26 年度の労災認定等事業場の業種別事業場数並びに労災認定件数及び石綿救済法に基づく特別遺族給付金支給決定件数は、「業種別・石綿ばく露作業による労災認定等件数（全認定件数）」（7 ページ）のとおりです。

業種別に労災認定等された事業場数をみると、建設業が 587 事業場で全体の 59.1%と最も多く、次いで製造業が 303 事業場で全体の 30.5%となっており、両業種で全体の 89.5%を占めています。

製造業の内訳をみると、船舶製造又は修理業、窯業又は土石製品製造業、機械器具製造業の順に事業場数が多く、3 業種で製造業全体の 48.2%を占めています。

労災認定等事業場数と認定件数の内訳表

	種類	事業場数	認定件数																
			労災保険法(平成26年度)												特別遺族給付金 (平成26年度) ^{注2}				労災保険法 特別遺族 給付金 計
			労災 保険法 計	うち 死亡	肺がん	うち 死亡	中皮腫	うち 死亡	石綿肺	うち 死亡	良性 石綿 胸水	うち 死亡	びまん 性 胸膜 肥厚	うち 死亡	特別 遺族 給付金 計	肺がん	中皮腫	びまん 性 胸膜 肥厚	
事業場名等の 公表事業場	第1表	404	489	158	174	46	246	90	29	12	19	3	21	7	14	9	4	1	503
	第2表	535	536	170	191	55	263	96	41	11	12	3	29	5	6	4	2	0	542
	小 計	939	1025	328	365	101	509	186	70	23	31	6	50	12	20	13	6	1	1045
	事業場 不明	3	3	2	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	特別加入 (一人親方)	52	52	17	25	6	18	7	8	4	1	0	0	0	0	0	0	0	52
	小計	55	55	19	26	7	20	8	8	4	1	0	0	0	0	0	0	0	55
	合計	994	1080	347	391	108	529	194	78	27	32	6	50	12	20	13	6	1	1100

注1 決定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

注2 石綿救済法に基づく特別遺族給付金(平成26年度)のうち石綿肺・良性石綿胸水に係る認定は0件だったため、本表では省略している。

都道府県別公表事業場数

(件)

局名	公表事業場数			公表事業場にか かる 認定件数		労災保険法(平成26年度)										特別遺族給付金 ^{注2} (平成26年度)		
	第1 表	第2 表	肺がん			中皮腫		石綿肺		良性石綿胸水		びまん性 胸膜肥厚		肺がん	中皮腫	びまん 性 胸膜 肥厚		
			うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡								
北海道	60	14	46	61	14	23	4	31	9	1		1		4		1		
青森	2	1	1	2				2										
岩手	3		3	3		2		1										
宮城	19	2	17	20	6	5	1	8	2	2		2	1	3	2			
秋田	1		1	1	1			1	1									
山形	10	2	8	10	3	5	1	3	2			1		1				
福島	8	1	7	8	5	1		6	4								1	
茨城	10	4	6	13	4	3	1	9	2	1	1							
栃木	2		2	2	1	2	1											
群馬	4	1	3	4	2	2	1	1	1	1								
埼玉	33	13	20	35	17	10	6	18	6	2	1	1	1	2	1	2		
千葉	21	10	11	22	8	15	3	5	4	1	1	1						
東京	124	28	96	127	53	51	22	50	22	15	4	1		7	2	1	2	
神奈川	94	46	48	106	31	43	8	45	17	9	3	1		6	1	2		
新潟	13	3	10	13	7	5	2	6	5	1				1				
富山	12	6	6	13	5	2	1	9	4					2				
石川	4	1	3	4	3			3	2	1	1							
福井	7	2	5	7	2	2	1	4	1			1						
山梨	4		4	4	2			4	2									
長野	8	3	5	8	3	1	1	6	1	1	1							
岐阜	9	4	5	9	3	1		6	2	1	1			1				
静岡	20	13	7	23	4	6		14	4	2		1						
愛知	46	24	22	53	18	17	4	29	10	2	1	2		1	1	1	1	
三重	7	4	3	7	1	2		4	1	1								
滋賀	10	6	4	11	2	4		6	2			1						
京都	22	8	14	23	7	9	3	12	3	1						1		
大阪	92	41	51	97	32	26	8	61	20	8	3			1		1		
兵庫	64	47	17	82	26	27	6	45	15	1		3	1	4	2	1	1	
奈良	5	4	1	8	4	2	1	5	2	1	1							
和歌山	5	3	2	5	1	1		1	1	2				1				
鳥取	1		1	2	2	2	2											
島根	3	3		3	1	1		1	1	1								
岡山	38	17	21	46	11	22	7	13	3	2		4		5	1			
広島	50	33	17	62	22	22	5	32	14	2		2	1	2		1	1	
山口	23	10	13	23	4	11	1	7	1	3	2	1		1				
徳島																		
香川	19	12	7	20	4	9	1	9	3			1		1				
愛媛	7	2	5	8	4	2	2	5	2			1						
高知	1	1		1	1			1	1									
福岡	29	9	20	29	8	7	1	14	3	2	2	4	1	2	1			
佐賀	2	2		3				2		1								
長崎	21	15	6	35	13	13	2	15	8	1	1	1		4	1			1
熊本	4		4	4		2		2										
大分	8	3	5	8	3	1	1	6	1			1	1					
宮崎	3	1	2	3	3	2	2	1	1									
鹿児島	6	2	4	6	2	2		4	2									
沖縄	5	3	2	11	5	2	2	2	1	4				1		2		
計	939	404	535	1045	348	365	101	509	186	70	23	31	6	50	12	13	6	1

注1 決定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

注2 石綿救済法に基づく特別遺族給付金(平成26年度)のうち石綿肺・良性石綿胸水に係る認定は0件だったため、本表では省略している。

業種別・石綿ばく露作業による労災認定等件数(全認定件数)

(件)

	事業場数	認定件数		労災保険法(平成26年度)												特別遺族給付金 (平成26年度) ^{注3}			
				小計	肺がん		中皮腫		石綿肺		良性石綿胸水		びまん性胸膜肥厚		小計	肺がん	中皮腫	びまん性胸膜肥厚	
		うち死亡	うち死亡		うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡									
建設事業	587	593	194	587	215	61	280	103	50	16	13	3	29	5	6	4	2		
舗装工事業	1	1	1	1			1	1											
建築事業 (既設建築物設備工事業を除く。)	430	437	138	434	159	42	212	78	30	8	10	3	23	4	3	2	1		
既設建築物設備工事業	117	119	39	118	46	16	50	18	15	4	3		4		1	1			
機械装置の組立て又は据付けの事業	14	17	6	17	7	1	6	2	3	3			1						
水力発電施設、ずい道等新設事業																			
鉄道又は軌道新設事業																			
その他の建設事業	25	19	10	17	3	2	11	4	2	1			1	1	2	1	1		
鉱業	2	2		2	1		1												
金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	1	1		1			1												
採石業	1	1		1	1														
その他の鉱業																			
製造業	303	393	132	382	139	37	194	68	20	8	15	3	14	5	11	6	4	1	
食料品製造業	5	5	2	5	2	1			2	1			1						
繊維工業又は繊維製品製造業	15	22	6	22	12	3	7	2	2	1			1						
木材又は木製品製造業	6	6	3	6	3		2	2	1	1									
パルプ又は紙製造業	4	4		4	2		2												
印刷又は製本業																			
化学工業	24	26	7	26	10	2	14	5	1		1								
ガラス又はセメント製造業	8	9		9	3		4		2										
コンクリート製造業	6	5	2	4	1		2	1	1						1		1		
陶磁器製品製造業																			
窯業又は土石製品製造業	31	37	13	36	14	3	15	5	3	1	3	2	1	1	1	1			
金属精錬業 (非鉄金属精錬業を除く。)	15	16	8	15	5	1	9	5					1	1	1		1		
非鉄金属精錬業	3	6	3	6	5	2	1	1											
金属材料品製造業 (鋳物業を除く。)	1	4	4	2			2	2							2	1		1	
鋳物業	7	6	2	6	4	1	2	1											
金属製品製造業又は金属加工業 (洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。)	23	28	9	27	7	3	16	5	1		1		2		1		1		
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業 (めっき業を除く。)																			
めっき業	1	1		1			1												
機械器具製造業 (電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学器械、時計等製造業を除く。)	30	32	16	31	9	4	19	10	1	1	2				1		1		
電気機械器具製造業	9	13	7	13	5	3	8	4											
輸送用機械器具製造業 (船舶製造又は修理業を除く。)	23	32	7	31	1		26	5	2	1	1		1		1	1			
船舶製造又は修理業	85	131	38	128	52	12	60	18	3	1	6	1	7	3	3	3			
計量器、光学器械、時計等製造業 (電気機械器具製造業を除く。)	1	1		1			1												
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業																			
上記以外の製造業	6	9	5	9	4	2	3	2	1	1	1								
運輸業	28	29	8	29	13	1	13	5	1	1			2	1					
交通運輸事業																			
貨物取扱事業 (港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	12	10	3	10	2		6	2	1	1			1						
港湾貨物取扱事業 (港湾荷役業を除く。)	3	4	1	4	3	1	1												
港湾荷役業	13	15	4	15	8		6	3					1	1					
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	7	7	3	7	2	2	3	1	1		1								
その他の事業	67	76	30	73	21	7	38	17	6	2	3		5	1	3	3			
農業又は海面漁業以外の漁業	1	1	1	1			1	1											
清掃、火葬又はと畜の事業	4	4		4	2		2												
ビルメンテナンス業	4	4	2	4	2	1	1	1			1								
倉庫業、営繕業、消毒又は害虫駆除の事業 又はゴルフ場の事業	2	2	1	2			2	1											
卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業	24	24	8	24	4		14	7	3	1	2		1						
金融業、保険業又は不動産業	1	1	1	1			1	1											
その他の各種事業	31	40	17	37	13	6	17	6	3	1			4	1	3	3			
合 計	994	1100	367	1080	391	108	529	194	78	27	32	6	50	12	20	13	6	1	

注1 決定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

注2 業種については、「日本標準産業分類」を参考として作成された「労災保険適用事業細目」により分類。

注3 石綿救済法に基づく特別遺族給付金(平成26年度)のうち石綿肺・良性石綿胸水に係る認定は0件だったため、本表では省略している。

業種別・石綿ばく露作業による労災認定等件数(今回公表事業場分^{注1)})

(件)

	事業場数	認定件数		労災保険法(平成26年度)												特別遺族給付金 (平成26年度) ^{注4}			
				小計	肺がん		中皮腫		石綿肺		良性石綿胸水		びまん性 胸膜肥厚		小計	肺がん	中皮腫	びまん性 胸膜 肥厚	
		うち 死亡	うち 死亡		うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡									
建設事業	535	541	177	535	190	55	262	96	42	12	12	3	29	5	6	4	2		
舗装工事業	1	1	1	1			1	1											
建築事業 (既設建築物設備工事業を除く。)	389	396	126	393	139	37	197	73	25	6	9	3	23	4	3	2	1		
既設建築物設備工事業	106	108	34	107	41	15	47	16	12	2	3		4		1	1			
機械装置の組立て又は据付けの事業	14	17	6	17	7	1	6	2	3	3			1						
水力発電施設、ずい道等新設事業																			
鉄道又は軌道新設事業																			
その他の建設事業	25	19	10	17	3	2	11	4	2	1			1	1	2	1	1		
鉱業	2	2		2	1		1												
金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	1	1		1			1												
採石業	1	1		1	1														
その他の鉱業																			
製造業	302	392	132	381	139	37	193	68	20	8	15	3	14	5	11	6	4	1	
食料品製造業	5	5	2	5	2	1			2	1			1						
繊維工業又は繊維製品製造業	15	22	6	22	12	3	7	2	2	1			1						
木材又は木製品製造業	6	6	3	6	3		2	2	1	1									
パルプ又は紙製造業	4	4		4	2		2												
印刷又は製本業																			
化学工業	24	26	7	26	10	2	14	5	1		1								
ガラス又はセメント製造業	7	8		8	3		3		2										
コンクリート製造業	6	5	2	4	1		2	1	1						1		1		
陶磁器製品製造業																			
窯業又は土石製品製造業	31	37	13	36	14	3	15	5	3	1	3	2	1	1	1	1			
金属精錬業 (非鉄金属精錬業を除く。)	15	16	8	15	5	1	9	5					1	1	1		1		
非鉄金属精錬業	3	6	3	6	5	2	1	1											
金属材料品製造業 (鋳物業を除く。)	1	4	4	2			2	2							2	1		1	
鋳物業	7	6	2	6	4	1	2	1											
金属製品製造業又は金属加工業 (洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業 及びめっき業を除く。)	23	28	9	27	7	3	16	5	1		1		2		1		1		
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業 (めっき業を除く。)																			
めっき業	1	1		1			1												
機械器具製造業 (電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造 業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学 器械、時計等製造業を除く。)	30	32	16	31	9	4	19	10	1	1	2				1		1		
電気機械器具製造業	9	13	7	13	5	3	8	4											
輸送用機械器具製造業 (船舶製造又は修理業を除く。)	23	32	7	31	1		26	5	2	1	1		1		1	1			
船舶製造又は修理業	85	131	38	128	52	12	60	18	3	1	6	1	7	3	3	3			
計量器、光学器械、時計等製造業 (電気機械器具製造業を除く。)	1	1		1			1												
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業																			
上記以外の製造業	6	9	5	9	4	2	3	2	1	1	1								
運輸業	27	28	7	28	13	1	12	4	1	1			2	1					
交通運輸事業																			
貨物取扱事業 (港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	12	10	3	10	2		6	2	1	1			1						
港湾貨物取扱事業 (港湾荷役業を除く。)	3	4	1	4	3	1	1												
港湾荷役業	12	14	3	14	8		5	2					1	1					
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	7	7	3	7	2	2	3	1	1		1								
その他の事業	66	75	29	72	20	6	38	17	6	2	3		5	1	3	3			
農業又は海面漁業以外の漁業	1	1	1	1			1	1											
清掃、火葬又はと畜の事業	4	4		4	2		2												
ビルメンテナンス業	4	4	2	4	2	1	1	1			1								
倉庫業、営繕業、消毒又は害虫駆除の事業 又はゴルフ場の事業	2	2	1	2			2	1											
卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業	24	24	8	24	4		14	7	3	1	2		1						
金融業、保険業又は不動産業	1	1	1	1			1	1											
その他の各種事業	30	39	16	36	12	5	17	6	3	1			4	1	3	3			
合 計	939	1045	348	1025	365	101	509	186	70	23	31	6	50	12	20	13	6	1	

注1 全認定件数から、事業場不明及び特別加入者(一人親方)を除いたもの。

注2 決定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

注3 業種については、「日本標準産業分類」を参考として作成された「労災保険適用事業細目」により分類。

注4 石綿救済法に基づく特別遺族給付金(平成26年度)のうち石綿肺・良性石綿胸水に係る認定は0件だったため、本表では省略している。

「石綿ばく露作業状況」の区分一覧

石綿鉱山に関わる作業
石綿糸、石綿布等の石綿紡織製品の製造工程における作業
石綿セメント、石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品の製造工程における作業
ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット（パッキング）等に用いられる耐熱性石綿製品製造工程における作業
自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品の製造工程における作業
電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品又は電解隔膜、タイル、プラスター等の充填剤、塗料等の石綿を含有する製品の製造工程における作業
石綿や石綿含有岩綿等の吹き付け・貼り付け作業
石綿原綿又は石綿製品の運搬・倉庫内作業
配管・断熱・保温・ボイラー・築炉関連作業
造船所内の作業（造船所における事務職を含めた全職種）
船に乗り込んで行う作業（船員その他）
建築現場の作業（建築現場における事務職を含めた全職種）
解体作業（建築物・構造物・石綿含有製品等）
港湾での荷役作業
発電所、変電所、その他電気設備での作業
鉄鋼所又は鉄鋼製品製造に関わる作業
耐熱（耐火）服や耐熱手袋等を使用する作業
自動車・鉄道車両等を製造・整備・修理・解体する作業
鉄道等の運行に関わる作業
ガラス製品製造に関わる作業
石油精製、化学工場内の精製・製造作業や配管修理等の作業
清掃工場又は廃棄物の収集・運搬・中間処理・処分の作業
電気製品・産業用機械の製造・修理に関わる作業
レンガ・陶磁器・セメント製品製造に関わる作業
吹付け石綿のある部屋・建物・倉庫等での作業
エレベーター製造又は保守に関わる作業
ランドリー・クリーニングに関わる作業
ガスマスクの製造に関わる作業
上下水道に関わる作業
ゴム・タイヤの製造に関わる作業
道路建設、補修等に関わる作業
映画放送舞台に関わる作業
農薬、バーミキュライト等を扱う作業
酒類製造に関わる作業
消防に関わる作業
歯科技工に関わる作業
金庫の製造・解体に関わる作業
タルク等石綿含有物を使用する作業
その他の石綿に関連する作業
上記の作業の周辺において間接的なばく露を受ける作業